解散公告

当組合は、平成二十二年三月十六日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

広島県三次市粟屋町一四六三番地一二

三次小売酒販組合

代表清算人　上田　秀樹

解散公告

当組合は、平成二十二年三月十六日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

広島県三次市粟屋町一四六三番地一二

三次酒販協同組合

清算人　上田　秀樹

解散公告

当社は、平成二十二年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

愛媛県東温市田窪一二六四番地三

東温商事株式会社

代表清算人　日野　一哉

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

沖縄県那覇市字国場六番地　有限会社稲福

清算人　嘉数　清実

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

札幌市豊平区旭町四丁目一番四〇号

社団法人北太平洋地域研究センター

代表清算人　南山　英雄

解散公告（第一回）

当法人は平成二十二年三月十一日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

神奈川県平塚市八重咲町三番三号

社団法人神奈川県農住都市建設協会

代表清算人　石井　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

神奈川県小田原市荻窪一一六二番地の二関東学院大学法学部今村哲也研究室内

特定非営利活動法人行政科学研究所

清算人　森田　学

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十二年三月五日に岐阜県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

岐阜市橋本町二丁目五二番地岐阜シティ・タワー四三　三階　医療法人地域医療ぎふ

清算人　日下部良克

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十九日岡山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

岡山市北区本町八番三号

岡山市本町８番地区市街地再開発組合

清算人　大村　祐章

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

山口市中央五丁目一四番二二号

財団法人山口市公営施設管理公社

清算人　宇野　浩二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十四日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

群馬県館林市花山町三三八六番地

特定非営利活動法人ふれんず

代表清算人　茂木　明子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十三日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

埼玉県新座市野火止五丁目一〇番一七号

新座市野火止北土地区画整理組合

代表清算人　島村　康二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月二十一日開催の定時社員総会の決議に基づき平成二十二年二月十九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

東京都港区赤坂九丁目六番二八号アルベルゴ乃木坂二階二〇四号

医療法人社団東輝会

代表清算人　猪俣　克則

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番二号

財団法人藤沢市スポーツ振興財団

代表清算人　水嶋　正夫

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番一号

財団法人藤沢市芸術文化振興財団

清算人　田中　一次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日、富山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

富山県富山市上滝五二五

財団法人富山市大山開発公社

清算人　村塚　英幸

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

愛知県日進市赤池一丁目二三〇三番地

日進高峰土地区画整理組合

清算人代表　近藤　正代